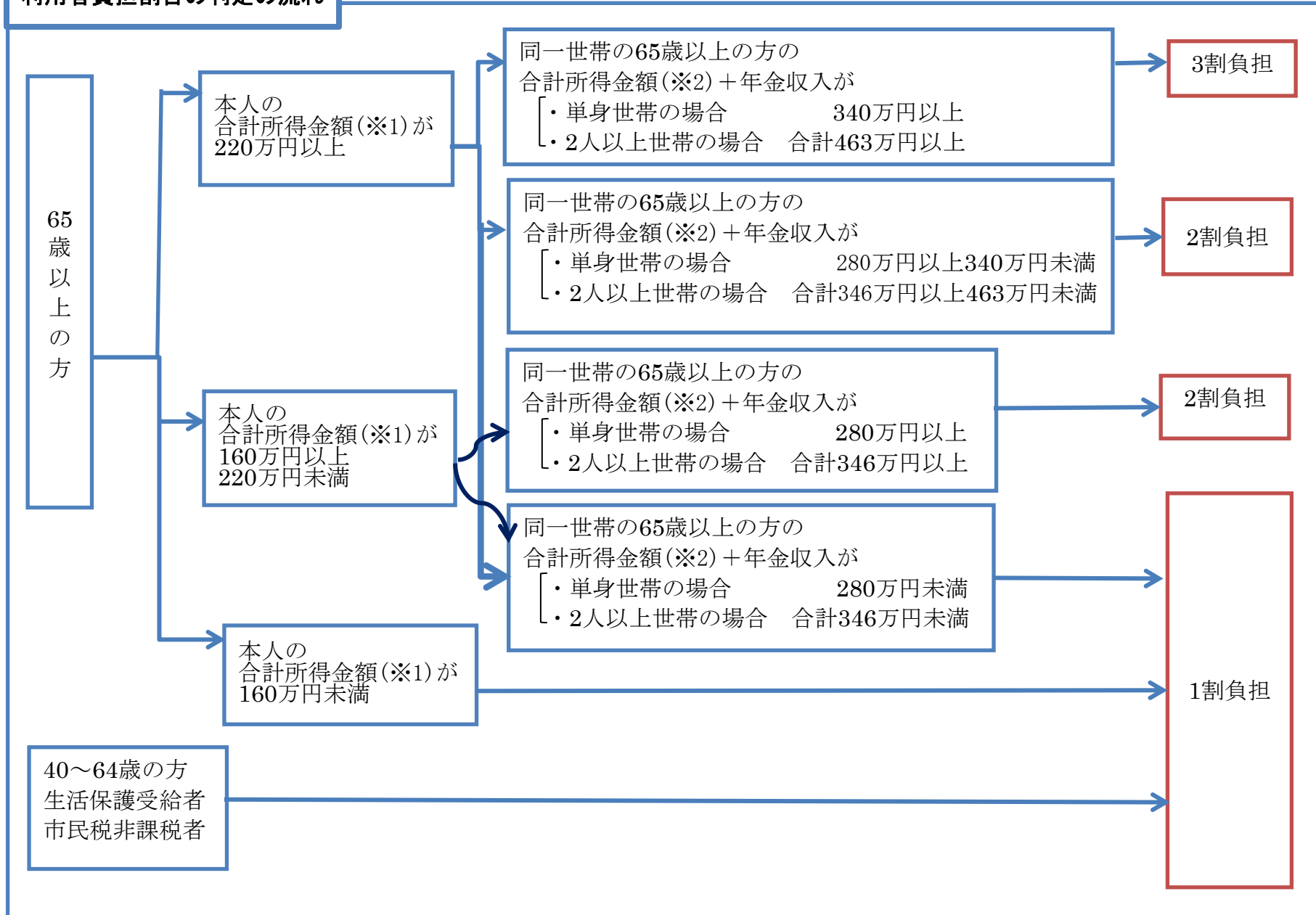


## 利用者負担割合の判定の流れ



※1合計所得金額から、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※2合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※税制改正により令和3年度から給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられました。

介護保険制度では、合計所得金額等を調整するので、この税制改正による影響で利用者負担割合が上がることはありません。